



保健だより

仙台大学附属
明成高等学校
保健室
2021. 4
NO. 1・A面



入学・進級おめでとうございます

新しい環境はどうか？まだまだ知らないこと、分からないことがたくさんあって、ドキドキ・ワクワクしている人も多いと思います。少しずつ自分のペースで慣れていってくださいね。保健について知りたいこと、分からないことがあるときは、この保健だよりを読んでみてください。

よくある質問

Q1：保健室の先生は何をしているの？

A：養護教諭の藤原紗英・村山重子・伊藤康子です。皆さんが健康で過ごせるようにサポートをします。ケガをしたり、体調が悪かったり、悩みや相談があるときは声をかけてくださいね。

Q2：保健だよりには何が書いてある？

A：皆さんが健康であるためのヒントや情報が盛りだくさんです。ぜひ保護者の方にも見せてください。

Q3：保健室は何をするところ？

A：保健室では、「ケガの治療」や「薬を渡すこと」は出来ません。保健室はあくまでも一時的に休養・応急手当をするところです。

Q4：保健室へはどうやって行くの？

A：体調が悪いときなどは1人で勝手に来ずに、授業中の場合は教科や担任の先生に伝えてから来てください。また、次の授業を休養したい場合は職員室から「保健室利用許可書」をもらってから来てください。

Q5：保健室にはルールがある？

A：ベッドで休んでいる人もいますので保健室では静かにしましょう。保健室にある物品は勝手に触らないでください。また、借りた物(保冷剤・湯たんぽ)は必ずその日のうちに返却してください。保健室で休養できる時間は「原則1時間」です。

Q6：健康診断って何をやるの？

A：皆さんの体のことを色々調べます。「自分の成長が分かる」「病気を早期発見する」などいいことがたくさんあります。自分の体に興味を持つ機会にしてください。先生の説明をよく聞いて静かに順番を待ちましょう。友達の結果は見ない・聞かないのがマナーです。

Q7：ケガをして病院に行ったらどうするの？

A：学校管理下でケガをした場合、日本スポーツ振興センターに申請を行うと災害給付を受けられます。医療費の自己負担の総額が1,500円以上であることが要件です。専用の申請書類をお渡ししますので治療を始めたらずに保健室までお知らせください。

保健室に入室する時は「挨拶」や「年・組・氏名」を言ってから入室しましょう。

気を緩めずに感染防止対策を

新型コロナウイルスが日本で流行し始め、約1年が経過しました。本校では新型コロナウイルスの感染者や重症者を出すことなく、現在に至っています。(4/2(金)現在)

新年度になり、新校舎・新学年・新クラスになったことから、つい感染防止対策が緩みがちになってしまう可能性があります。ひとりひとりが確実に自分や家族、友人など大切な人のために気を引き締めて対策をしていきましょう。



健康診断のお知らせ

問診票・尿検査・眼鏡を
持っている人は忘れずに！

12日(月)：2年スポ、3年調・普
13日(火)：1年全員、2年福・食・普、3年介護

内科検診

実施日時：4月12日(月)・13日(火) 8:55～
実施場所：体育館・昇降口前・カウンセラー室など
実施項目：

- ①尿検査(前日に容器を配布します)※尿検査容器・採尿カップ(白)・提出用封筒(茶)
- ②身体計測
- ③視力検査
- ④血圧(1年生と健康スポーツコース・スポーツ創志科)
- ⑤内科検診
- ⑥血液検査(貧血・脂質)
- ⑦心電図(1年生と健康スポーツコース・スポーツ創志科)
- ⑧胸部レントゲン(1年生と介護福祉科・福祉未来創志科)※無地のTシャツ
- ⑨聴力検査(1・3年)

学校医の先生方の紹介です。

内科校医：相田重光 先生
眼科校医：佐々木慎司 先生
耳鼻科校医：高橋薫 先生
歯科校医：半澤和雄 先生
薬剤師：宮川季士 先生
校内で会ったら元気よく挨拶をしましょう。



耳鼻科検診

実施日時：4月14日(水) 8:55～
実施場所：会議室
対象者：1・3年生



眼科検診(色覚検査含む)

〔眼科検診〕
実施日時：4月15日(木) 13:35～
実施場所：会議室 対象者：1・3年生



〔色覚検査〕

実施日時：5月(希望調査は4月下旬に配布予定)
実施場所：保健室 対象者：希望者

歯科検診

実施日時：4月16日(金) 8:55～
実施場所：会議室
対象者：全員



忘れ物、受け忘れのないように注意してください。

もし、健康診断を受けられなかった、受け忘れてしまった場合は、5月末に再受診となります。対象は4/12(月)・13(火)の健康診断のみとなります。歯科・耳鼻・眼科検診は当日欠席した場合、今年は未受診となります。

保護者の方へ～災害共済給付制度について～

「災害共済給付制度」とは、お子さんが学校の管理下でケガなどの災害に遭った際に、独立行政法人日本スポーツ振興センターに申請することで、保護者に給付金(災害共済給付)が支払われる制度です。

▲給付対象となる「学校管理下」の範囲

授業(遠足・修学旅行など含む)、学校行事(部活動・林間学校などを含む)、休み時間、登下校中など

▲給付対象となる「災害」の範囲

負傷(捻挫・骨折・打撲など)、疾病(食中毒・熱中症など)、障害(負傷や疾病で後遺症が残った場合)、死亡

負傷・疾病では医療費総額が5,000円(本人負担1,500円)以上で給付対象となります。また、1ヶ月の医療費が70,000円以上になると、「高額療養状況の届」が必要になります。さらに課税者で国民健康保険に加入し1ヶ月の医療費が192,000円を超えている場合は、「所得課税証明書」が必要となります。なお、申請には受診した医療機関での証明として「医療等の状況」が必要になります。「医療等の状況」の用紙は保健室にあります。より詳しい内容やご不明な点は学校、保健室までお問い合わせください。

